

人権コラム 心、豊かに

◆ 音声と対等な「手話」

手話は「言語」。

手話は会話や対話、また意思や情報を伝達するための言語として、国連の障害者権利条約に定義されています。

手話の歴史は、フランスのド・レペー神父が 1760 年、パリに設立した聾啞（ろうあ）学校で手話による教育を始めたことが最初とされています。日本では、1878 年に設立された京都訓聾啞院の院長、古河太四郎氏の熱心な取り組みにより手話が確立されていきました。

しかしその後、昭和の始め頃まで続いてきた手話教育は、ある理由から“禁止”されてしまいます。当時の欧米では、話している人の唇を見ることによってその言葉を読み取り、その口形を真似して本人に声を出させる手法の研究がすすめられていました。そして、この手法が日本で「口話法」として普及し、「手話では話せるようにならない。手話は口話法の妨げになる」とされ、ほとんどの聾学校で手話による教育は姿を消していきました。

手話が再び認められるようになったのは 1990 年代。現在の聾学校では禁止という規制はなくなり、手話法・口話法のいずれもが各学校の方針に沿って活用されています。また、日常社会では、手話講座や手話通訳者の養成講座などが広く開設され、手話を学び、手話によってコミュニケーションをはかろうとする人は着実に増えています。

手話を大切な言語と認めてきたこのような流れは、「手話言語法の制定を求める意見書」が地方議会で採択され、手話（教育）のさらなる普及・研究のための環境整備を求める動きにも表れています。手話は聴覚に障がいを抱える人の手助けになるだけでなく、人が等しく生きるために必要なものであり、音声言語と対等な言語なのです。